議案第３０号

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

兵庫県内における国民健康保険の保険料水準の統一に向け，国民健康保険税の基礎課税額等の税率等の改定を行い，減免の基準を変更するため。

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和３３年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の７．８９」を「１００分の７．７０」に改める。

第４条中「２５，２００円」を「２５，４００円」に改める。

第５条第１号中「２２，０００円」を「２１，５００円」に改め，同条第２号中「１１，０００円」を「１０，７５０円」に改め，同条第３号中「１６，５００円」を「１６，１２５円」に改める。

第６条中「１００分の２．４７」を「１００分の２．７９」に改める。

第７条中「９，５００円」を「９，７００円」に改める。

第８条第１号中「７，４００円」を「８，０００円」に改め，同条第２号中「３，７００円」を「４，０００円」に改め，同条第３号中「５，５５０円」を「６，０００円」に改める。

第９条中「１００分の２．０９」を「１００分の２．４２」に改める。

第１０条中「１１，８００円」を「１２，９００円」に改める。

第１１条中「９，３００円」を「８，１００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１７，６４０円」を「１７，７８０円」に改め，同号イ㈦中「１５，４００円」を「１５，０５０円」に改め，同号イ㈠中「７，７００円」を「７，５２５円」に改め，同号イ㈪中「１１，５５０円」を「１１，２８７円」に改め，同号ウ中「６，６５０円」を「６，７９０円」に改め，同号エ㈦中「５，１８０円」を「５，６００円」に改め，同号エ㈠中「２，５９０円」を「２，８００円」に改め，同号エ㈪中「３，８８５円」を「４，２００円」に改め，同号オ中「８，２６０円」を「９，０３０円」に改め，同号カ中「６，５１０円」を「５，６７０円」に改め，同項第２号ア中「１２，６００円」を「１２，７００円」に改め，同

号イ㈠中「１１，０００円」を「１０，７５０円」に改め，同号イ㈡中「５，５００円」を「５，３７５円」に改め，同号イ㈢中「８，２５０円」を「８，０６２円」に改め，同号ウ中「４，７５０円」を「４，８５０円」に改め，同号エ㈠中「３，７００円」を「４，０００円」に改め，同号エ㈡中「１，８５０円」を「２，０００円」に改め，同号エ㈢中「２，７７５円」を「３，０００円」に改め，同号オ中「５，９００円」を「６，４５０円」に改め，同号カ中「４，６５０円」を「４，０５０円」に改め，同項第３号ア中「５，０４０円」を「５，０８０円」に改め，同号イ㈠中「４，４００円」を「４，３００円」に改め，同号イ㈡中「２，２００円」を「２，１５０円」に改め，同号イ㈢中「３，３００円」を「３，２２５円」に改め，同号ウ中「１，９００円」を「１，９４０円」に改め，同号エ㈠中「１，４８０円」を「１，６００円」に改め，同号エ㈡中「７４０円」を「８００円」に改め，同号エ㈢中「１，１１０円」を「１，２００円」に改め，同号オ中「２，３６０円」を「２，５８０円」に改め，同号カ中「１，８６０円」を「１，６２０円」に改め，同条第２項第１号ア中「３，７８０円」を「３，８１０円」に改め，同号イ中「６，３００円」を「６，３５０円」に改め，同号ウ中「１０，０８０円」を「１０，１６０円」に改め，同号エ中「１２，６００円」を「１２，７００円」に改め，同項第２号ア中「１，４２５円」を「１，４５５円」に改め，同号イ中「２，３７５円」を「２，４２５円」に改め，同号ウ中「３，８００円」を「３，８８０円」に改め，同号エ中「４，７５０円」を「４，８５０円」に改める。

第２５条第１項第１号中「保険税の納税義務者がその資産について震災，風水害，火災を受けたため」を「震災，風水害，火災その他これらに類する災害または犯罪被害により，世帯主またはその世帯に属する被保険者の居住に係る住宅，家財その他の財産について著しい損害を受け，」に改め，「著しく」を削り，同項中第２号及び第３号を削り，同項第４号中「前各号」を「前号」に改め，同号

を同項第２号とし，同条第２項中「納期限」を「減免を受けようとする月の末日」に改め，「次に掲げる事項を記載した申請書に」を削り，「証明する書類を添付して，」を「記載した書類を」に改め，同項各号を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年４月１日から施行する。ただし，第２５条の改正規定及び付則第３項の規定は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第３条から第１１条まで及び第２３条の規定は，令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和７年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

３　この条例による改正後の第２５条の規定は，付則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後に納期限が到来する保険税の減免について適用し，同日前に納期限が到来する保険税の減免については，なお従前の例による。